

第2回から第4回までの検証における「変更する」となった事項及び 「引き続き検討する」となった事項の対応案

資料2

■「変更する」となった事項

No.	箇所	変更内容
1	前文 第5段落	「持続的な発展が可能な社会」の文言を、「持続可能な社会」に変更します。
2	前文 第6段落	「多様性を認め合い」の文言を追記します。
3	第6条 第1項・第2項	「健康危機」の文言を追記します。

■「引き続き検討する」となった事項の対応案

対応案検討に当たっての視点

- ① 社会情勢に適合しているか ② 形骸化していないか ③ 本市にふさわしいものであり続けているか
④ 基本条例としてふさわしい規定となっているか

※ 逐条解説:『みんなのまち基本条例の解説』

No.	箇所	意見	事務局による論点等の整理	対応案
1	前文 第3段落	<p>「また、地方分権の流れの中で」の記述について、</p> <p>①「(略)様々な課題に直面しています。また、地域分権の流れの中で」を「様々な課題に直面しており、地方分権の流れの中で」と文章をつなげることで、様々な課題を地域で協働して解決するという趣旨を明確にしてはどうか。</p> <p>②地方分権については、国視点の言葉であり、市の姿勢として「受け身」にも見える。「多様化、複雑化する地域課題に対して」や「地域共生社会の実現のために」など、課題や目的・目標を記載するように変更してはどうか。</p> <p>③市民に分かりやすく具体的な内容を記述してはどうか。</p> <p>④「地方分権」が何を指して進めてきたのか、ということに記載してはどうか。</p>	<p>①本段落は、条例制定に関わる社会的背景を示す文章です。</p> <p>②「自分たちの課題は、できる限り自分たちで解決する」ことを目指し、国と地方公共団体の間では地方分権の取組が、地域では住民自治の取組が行われています。</p> <p>③日本が官治・集権型から自治・分権型に変化する中で、全国的に自治基本条例を制定する動きが発生しました。</p> <p>④取り組んできた年数が経過し、「地方分権」の取組の内容が変化してきています。本市においては、令和3年度を開始時期とする「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少対策等の取組を推進しています。</p> <p>⑤分かりやすい表現であるべきという考え方があります。</p>	<p>「現状のまま」とした上で、逐条解説の記述を充実する</p> <p>「地方分権」については、国から地方への権限移譲という従来の取組にとどまらず、各地域の特色をいかしたまちづくりを推進する地方創生の取組へと進化を続けています。本市では、平成27年度に第1期市総合戦略を策定し、令和3年度からは第2期をスタートして、地方創生の取組を積極的に推進しているところです。「地方分権」はその内容を変えながら、現在もなお、地方公共団体及び本市にとって極めて重要なキーワードであり、その取組を今後も不断に推進していく必要があります。以上を踏まえ、条文の文言については「現状のまま」とした上で、「地方分権」の変遷や現下における取組等について、逐条解説に記述することとします。</p>

No.	箇所	意見	事務局による論点等の整理	対応案
2	前文 第4段落	<p>「協創」について、</p> <p>①「協創」しなければなりません」について、耳で聞いても分かるように、「共に創り上げていく」など分かりやすい表現としてはどうか。</p> <p>②「協創」は、先人たちが条例を検討する中で、創り上げてきた言葉としての「重み」はある。</p> <p>③既存の枠組みでは解決できない問題が出てきていることを踏まえ、「協創」の文言は良いと思う。ただし、分かりづらいという意見を考慮し、括弧書きで説明を入れるなどしてはどうか。</p>	<p>①条例制定時の市民検討委員会は、「協働」という語句に強い想いを持っていた。協働を通じてどういうまちづくりを進めていくかを議論しているときに、単に「協働する」、「一緒に汗を流す」ことだけではなく、「協働し、ともにこれからみんなのまちをつくっていく」という想いからつくられた言葉が「協創」です。</p> <p>②造語のため「 」付きで表記し、前文に掲載しています。</p> <p>③分かりやすい表現であるべきという考え方があります。</p>	<p>「現状のまま」とした上で、逐条解説の記述を充実する</p> <p>「協創」とは、「協働して創造する」という意味ですが、本段落に記載されている「市民がまちづくりの主役であることを自覚し、信頼関係をより深めることで地域の力を結集して、みんなが誇れる住みよいまち」を実現していくということが、「協創」の二文字に込められた想いであり、条例制定時の先人たちの想いを今後もしっかりと引き継ぎ、目指すまちを創り上げていくために、「現状のまま」とすることとします。 ただし、逐条解説で条例制定当時の市民検討委員会の想いに触れることとします。</p>
3	前文 第4段落	<p>「みんなが誇れる住みよいまちを「協創」すると、後段の「次の世代へ引き継いでいく」が、「協創」したものを引き継いでいくという趣旨であれば、2つの文章を「そして」でつないでどうか。</p>	<p>「地域の力を結集して、住みよいまちを協創すること」と「豊かな文化風土を守り育て、これを誇りとするまちを次の世代に引き継ぐこと」とは、どちらも等しく並行して進めていかなければならないことであり、どちらの方が重要か又は先(後)かなどの関係にないことから、接続詞を用いることもせず、端的にこれらを定めています。</p>	<p>「現状のまま」とした上で、逐条解説の記述を充実する</p> <p>本段落の2つの文の関係性に鑑み、文章については「現状のまま」とした上で、逐条解説において、この段落については、『“みんなのまち”寝屋川を実現するには、「地域の力を結集して、住みよいまちを協創すること」及び「豊かな文化風土を守り育て、これを誇りとするまちを次の時代に引き継ぐこと」を、等しく並行して進めていかなければならない』ことを定めたものである、ということに記載することとします。</p>
4	前文 第6段落	<p>「市民福祉の向上を目指し、」の記述について、</p> <p>①地方自治法の規定を踏まえ、「向上」ではなく「増進」としてはどうか。</p> <p>②市民に分かりやすい文言とするため、「市民自治の発展を目指し、」や「市民の幸せの向上を目指し、」などと変更してはどうか。</p> <p>③当該文章は削除しても良いのではないか。</p>	<p>①「福祉」は、憲法や法律などに使用されている語句です。 ※福祉：特定の利益ではなく、公共性に根ざした社会全体の幸福や利益のこと。</p> <p>②「福祉」と「幸福」では、「幸福」の方が範囲が小さいため、「幸福」とした場合は、目標が後退したこととなります。</p> <p>③みんなのまち寝屋川をつくる目標として、「市民福祉の向上」を掲げていると考えます。</p>	<p>「現状のまま」とした上で、逐条解説の記述を充実する</p> <p>本条例において、「市民福祉」とは、市民が等しく安定した生活環境やサービスを享受できる状態のことを指します。これは、特定の利益ではなく、公共性に根ざした社会全体の幸福・利益のことです。個々人の幸せを尊重する中で、場合によっては人々の権利が制限されることもあり得ます。こうした意味で「市民福祉」と表記することがより適当であることから、「現状のまま」とした上で、逐条解説の記述を充実することとします。</p>

No.	箇所	意見	事務局による論点等の整理	対応案
5	第6条 第2項	<p>市の検証報告書の検証結果3「健康危機対応力」の追記について、</p> <p>①「防災力、健康危機対応力、防犯力」を「危機対応(能)力」と整理してはどうか。</p> <p>②「危機対応力」の方が一般的であり、まとめてはどうか。</p> <p>③これまでの経緯を残すという意味からも、3つの力をまとめない方が良い。</p>	<p>①「健康危機対応力」は、条例に使用できる語句です。</p> <p>②当該規定は、寝屋川市の安全・安心の向上のために、行政がどのような力を強化するのか明確に記載するものです。</p> <p>③本条は、平成25年の改正で条の追加により「自然災害」「防災力」の規定が創設され、平成30年の改正で「犯罪」「防犯力」が追加された経緯があります。</p> <p>④危機が生じた時の「対応力」と、危機を未然に防ごうとする「防災力」や「防犯力」を、一括りにして表記することは適当ではないと考えます。</p>	<p>「健康危機対応力」の文言を追記する</p> <p>「危機対応(能)力」とまとめて表記することについては、危機が生じた時の「対応力」と、危機を未然に防ごうとする「防災力」や「防犯力」を、一括りにして表記することは適当ではないと考えます。</p> <p>「健康危機対応力」は、国や他の地方公共団体等においても使用されている文言であり、安全・安心の向上のために市が強化する分野を示す言葉であるため、当該文言を条文に追加します。また、逐条解説に、文言の意味を追記します。</p>
6	第12条 見出し	<p>見出しに、「権利」を加えるかについて、</p> <p>①協働がテーマの本条例において、市民の参画権を規定した本条項は、基本理念を規定した第3条と並んで重要と考える。見出しを「市民の権利等」又は「市民の権利及び役割」としてはどうか。</p> <p>②市民が率先してまちづくりに参画するという趣旨を踏まえると、より前向きな表現として「権利」の方が望ましいのではないか。</p> <p>③市民、議会及び行政が平等な立場で協働に取り組むという制定時の考え及び本条例の趣旨を踏まえると、現状のままで良いのではないか。</p>	<p>①第12条1項は、市民検討委員会報告書の基本理念の文章「わたしたち市民は、まちづくりの主役であり、自らの発言と行動に責任を持つことを前提として、まちづくりに参画する権利を保障されます。」を、忠実に条文化したものです。市民検討委員会では、参画の権利が保障されるため、参画に当たっては、自らの発言や行動に責任を持たなければならないという議論があり、その決意が報告書の文章となっています。</p> <p>②本条の「権利」は、具体的な権利を意味するのではなく、市民が市政に参画するという役割を、「権利」として表現したものです。「役割」を有するとした場合、参画することが強制されるというように読めてしまうことからこのような工夫を行っています。</p>	<p>「現状のまま」とした上で、逐条解説の記述を充実する</p> <p>当該見出しについては「現状のまま」とした上で、逐条解説で、「市民は、参画に当たっては、自らの発言や行動に責任を持たなければならない」ということを重視した、条例制定当時の市民検討委員会の想いに触れることとします。</p>

No.	箇所	意見	事務局による論点等の整理	対応案
7	第24条	<p>「連携」の相手方について、</p> <p>①逐条解説30ページには「NPO等の関係機関」とあるが、条文では読み切れない。また、本市が多くの民間企業と包括又は個別に連携していることは誇るべきで強調すべきなので、「民間企業」を追記してはどうか。</p> <p>②協働の趣旨や自助、共助の必要性に鑑み、「民間企業」等を追記することで、民間企業との包括又は個別の連携をより深めていく旨を表記すべきではないか。</p> <p>③「国、他の自治体その他関係機関」とすることで、広く連携がうたわれている社会情勢に適合するのではないか。</p> <p>④民間企業だけを特定して追記することには疑問がある。条文に記述せずとも、逐条解説には追記するべきではないか。</p> <p>⑤第5章は行政の章なのでその連携先も国や他の自治体を念頭に置くものであり、民間企業等との連携については第2章協働の章で規定していると整理することができるのではないか。</p>	<p>①連携の相手方は、行政課題の内容や解決方法等により、その都度変化することがあります。</p> <p>②「連携」と「協働」は、同じような意味の言葉として、並列して使用される例も増えてきています。</p> <p>③市民サービスの更なる向上を図るため、市が民間企業等と連携協定を結ぶ事例が増加しています。</p>	<p>「現状のまま」とした上で、逐条解説の記述を充実する</p> <p>国や他の自治体との連携のみならず、民間企業を含めた様々な団体等との連携の重要性はより高まっていますが、公益性や公平性、公正性など観点から、「民間企業」のみを記述することは適当ではなく、また、第2章「協働」の章において、市民(事業者等を含む)と行政の連携について規定していることを踏まえ、「現状のまま」とすることとします。</p> <p>なお、逐条解説において、民間企業等と連携協定を結ぶ事例が増加していること等について、追記することとします。</p>